

事務所だより2月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel : 090-7490-7396
 Fax : 0797-78-6488



春寒の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

1月20日にアメリカでは、トランプ大統領が就任しました。早速、『関税を上げる』、『パリ協定を離脱する』、『アメリカ連邦政府200万人に退職勧奨する』、『山の名前を変える』、『湾の名前も変える』、やりたい放題です。「言ったもの勝ち」を認めてはいけないと思いますが、なかなか反論ができないので難しいですね。

『パリ協定から離脱する』と宣言したトランプ大統領、お膝元ではロサンゼルスで山火事が発生し、大きな被害が出ています。この山火事は、地球温暖化が一因と言われています。アメリカを一番にする(?)。逆方向ではないかと感じるのは私だけでしょうか。

そんな中、滅亡の時を午前0時に見立てた『終末時計』が89秒と発表されました。終末時計は、ノーベル賞受賞者のほか、物理学や政策学などの専門家が過去1年の政界情勢に基づいて決めています。1947年に7分で始まって、冷戦終結、アメリカ・ソ連の核軍縮があった1991年は17分まで延びましたが、その後はどんどん短くなっています。89秒では、カップラーメンも食べられません(;_;)。ロシアのウクライナへの侵攻、中東情勢、気候変動、そしてトランプ大統領、世界がますます断絶して本当に世紀末に近づいているという判断なのでしょう。

日本もうかうかしてられません。日本以上にアメリカに害を与えている国があると、トランプ大統領が考えているから日本に関心がないだけで、そちらが落ち着けば、いつ日本に無理ネタ切れです(>_<)。神戸市のマンホールコレクションです。さすが神戸市！いろんな種類のマンホールがあります。

難題を仕掛けてくるか分かりませんが、もっと生活に直結する「資源・エネルギー」や「食」を自衛することも考えないといけないのではないのでしょうか。なんか難しい話(?)になってしまいました(^;_)。では、事務所だより2月号をお送りします。



☆ お知らせ (2025年2月の税務)

期限	項目
2月10日	▶ 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	▶ 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 6月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 前年分贈与税の申告(申告期間:2月3日から3月17日まで)
	▶ 前年分所得税の確定申告(申告期間:2月17日から3月17日まで)
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

☆ まだまだ「確定申告」のお願い

必要な資料のご準備をお願いいたします。
 令和6年は、変わったことはなかったですか？

住宅を購入した、住宅を売却した、副業を始めた、保険の満期があった、年金をもらい始めた、株の取引で損をした、医療費がたくさんかかった、ふるさと納税をした、贈与を受けた、など、申告が必要なものがあるかもしれません。

西田が、「なんでも保管しておいてください」とキツイ書き方をした(すみません。終わるかどうかわびているので^^;)なので、いろいろと資料を保管していただき、ありがとうございますm(_)_m。とても助かります。

引き続き、ご協力よろしくをお願いいたします。

☆ 所得税・個人消費税の最新不正事例

国税庁がさきごろ公表した2023事務年度の「所得税及び消費税調査等の状況」には、税務調査の傾向が数字として列挙されているとともに、具体的な事例についても紹介されています。これは、国税当局が類似の不正に目を光らせているという「警告」です。

国税当局は、日本法人の会長と外国法人の役員を兼任していたAの国外取引に疑問を抱きました。調査の結果、外国法人には会社としての実体がなく、配当を受け取るだけのペーパーカンパニーであることが判明。さらに別の外国法人を経由してAは「コンサルティング料」を受け取っていました。本来、外国法人の収益からその国の法人税を差し引いた額にAの出資割合を乗じた金額が雑所得として発生するため、それに応じた金額を納税する必要がありました。さらに受け取ったコンサルティング料は当然に申告が必要でした。

次の事例です。化粧品等の輸出販売業者として消費税の還付申告書を提出していたBは、国外送金等調書から免税売上額に見合う国外からの送金事実が確認できなかったこと、また申告事績等の分析から資金の出所や在庫管理状況等の事業実態が不明であったことから、国税当局から調査対象に選ばれました。その結果、売上先である外国法人は商業登記や会社登記などに該当する登録がなく、実在しない法人であることが発覚。反面調査の対象となった仕入先によると、Bの依頼で輸出販売にかかる免税売上に対する課税仕入があるかのように装うため、架空の仕入請求書を作成して報酬を受け取っていたそうです。

最後は、国税当局は部内資料をもとに、金地金の取引引きを行っているにもかかわらず譲渡所得の申告がなかったCを調査対象に選定した事例です。調査を進めていくと、複数の金地金取引事業者からのCの口座への入金把握。Cに説明を求めたところ、金地金取引事業者から「法定調書の提出基準以下の売却額であれば、税務署へ通知されない」という仕組みを聞き、納税を免れるために意図的に販売量を調整して売却し、当該譲渡所得を申告しなかった事実を認めました。

税務署は、とても多くの資料を収集しています。皆さんお気を付けを(^_^;)。

☆ 水道水が危ない？「PFAS」とは？

最近『PFAS』という言葉をよく聞くので、何かと思っていたらとんでもない物質でした。海外には、水道水をそのまま飲むのではなく、ミネラルウォーターの購入が好ましい国が多くあります。日本のように水道水をそのまま飲む国のほうが少ないのです。おしく安全な水を飲む、そんな日本の水道水を守るため、水の管理強化が求められています。

2020年度から2023年度にかけ、水道事業者が実施した水質検査の結果、PFAS(ピーファス)の値が国の暫定目標値を上回った地域が全国14カ所もありました。その後、目標値を超えた地域は、2022年度は4カ所、2023年度は3カ所と減少傾向にあるものの、岐阜県や岡山県の中

中には、4年連続で目標値を上回った地域も報告されています。

PFASというのは“Per- and Poly Fluoro Alkyl Substances”の頭文字を取った略称で、有機フッ素化合物の一つをいいます。実際は一万種類以上もあり、代表的なものにPFOA(ピーフォア、ペルフルオロオクタン酸: Per Fluoro Octanoic Acid)とPFOS(ピーフォス、ペルフルオロオクタンスルホン酸: Per Fluoro Octane Sulfonic acid)があります。かつて、フライパンや撥水スプレー等の身の回りの製品に使用されていました。

PFASが問題なのは、健康への悪影響が指摘されている点にあります。2023年、国際がん研究機関(IARC)はPFOAを4段階のうち最も高い「発がん性がある」に分類しました。これはたばこやアスベストと同じ扱いです。PFOSは下から2番目の「発がん性がある可能性がある」とされましたが、まだ、わからないことが多く、健康への影響については調査や研究が進められているのが現状です。

PFASは、ほとんどが分解されずに自然界に蓄積されるため、「永遠の化学物質」と呼ばれています。そのため2009年以降、健康影響の懸念から国際的に規制が進みました。現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。日本の場合、国内で新たにPFASが製造されることは原則ありません。ただ、分解されにくいいため、今も環境中に残っており、これが問題を引き起こしているとみられています。

2020年、環境省は、PFOSとPFOAについて、水道水1ℓあたり計50ナノグラムとする暫定目標値を設定しました。これは、体重50kgの人が生涯毎日2ℓの水を飲んだとしても、健康に悪影響が生じないと考えられる水準とされています。

日本は、水道水1ℓあたりの目標値ですが、血液中の濃度についての基準が設けられていません。アメリカの学術機関は、PFASのうち7種類の合計について血液中1mlあたり20ナノグラムを超えると健康リスクが高まると発表しています。

岡山県吉備中央町では、浄水場からPFASの濃度が極めて高く検出されました。このため、町では希望者に血液検査を実施。希望した709人の中でPFOAが最も高かった人が血液中1mlあたり718.8ナノグラムだったそうです。709人の平均で見るとアメリカで健康リスクが高まるとされている値の7.5倍となったということです。

PFASは2000年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用され、身の回りの製品を作る際にも使われていました。また、耐油や防水加工のパッケージ、フッ素加工のフライパン、殺虫剤などにも使用され、これが水道水へ混入したのではないかとされています。

ただ、フライパンのフッ素樹脂については、企業の自主的な取組みにより、使用が廃止されました。また、あるファストフード企業では、2025年末までに全世界の包装資材にPFASの使用を廃止すると宣言しています。こうした流れはほかのファストフードチェーンやコンビニにも広がり、PFASを含まない素材に変更するよう取組みが進んでいます。メーカーもPFASを使わない耐油紙や樹脂素材の開発を進めていますが、さらなる対策が必要ではないでしょうか。